

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎水道法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○県統計調査の実施（2件）（統計分析課）	2
○令和元年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ 〃 ）	3
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	3
○保安林の解除の予定（ 〃 ）	3
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の区域変更（2件）（道路課）	4
○道路の供用開始（5件）（ 〃 ）	4
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	5
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数（12・10掲示）	5
落札公告	
○落札者等の公告（3件）（総務事務センター）	5

-----  
規 則  
-----

水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第46号

水道法施行細則の一部を改正する規則

水道法施行細則（平成9年高知県規則第53号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

高知県水道法施行細則

- 第1条中「以下「省令」」を「次条において「省令」」に改める。
- 第2条第1項第1号中「認可申請書記載事項変更」を「認可申請書の記載事項変更」に改め、同項第2号中「委託」を「委託（当該委託に係る契約の失効を含む。第5条第10号において同じ。）」に改める。
- 第4条中「第46条第1項」を「第46条第1項及び政令第14条」に改める。
- 第5条第2号中「（水道事業）」を「（水道事業変更）」に、「（水道用水供給事業）」を「（水道用水供給事業変更）」に改め、同条第5号中「において」を「において読み替えて」に、「又は」を「及び」に改め、同条第6号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改め、同条第12号から第14号までを削る。

別記第3号様式中  
「 水道事業（経営）認可  
水道用水供給事業（経営）認可申請書記載事項変更届出書  
専用水道確認 」

を  
「水道事業経営（水道事業変更）認可  
水道用水供給事業経営（水道用水供給事業変更）認可申請書記載事項変更届出書  
専用水道確認 」

に、  
「水道事業（経営）認可  
水道事業変更認可  
水道用水供給事業（経営）認可申請書の  
水道用水供給事業変更認可  
専用水道確認 」

を  
「水道事業経営認可  
水道事業変更認可  
水道用水供給事業経営認可申請書の  
水道用水供給事業変更認可  
専用水道確認 」

に改める。  
別記第6号様式中  
「第11条第1項  
第31条において準用する同法第11条第1項<sup>の</sup>」  
を

「第11条第1項  
第31条において読み替えて準用する同法第11条第1項<sup>の</sup>」  
に改める。

別記第7号様式中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。  
別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

#### 高知県告示第594号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
室戸海洋深層水関連商品の売上高に関する調査
- 2 調査の目的  
室戸海洋深層水関連の県内製造品売上高（食品関連）の現状を把握し、高知県産業振興計画の戦略目標の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
県内全域
  - (2) 単位  
事業者
  - (3) 属性  
室戸海洋深層水を使用した商品を製造し、又は販売している事業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項  
ア 売上総額  
イ 商品名  
ウ 商品別の売上高  
エ ウのうち県外での売上高
  - (2) その基準となる期間  
報告を求める年の前年1月から12月までの1年間
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
約100事業者
  - (2) 選定方法  
県が作成した室戸海洋深層水ブランドマーク使用申請事業者のリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が報告者に直接報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送、電子メール又はファクシミリによる調査
- 7 報告を求める期間  
毎年1月下旬から2月上旬まで

#### 高知県告示第595号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成

21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称  
高知家の魚応援の店制度に関するアンケート調査（登録事業者用）
- 2 調査の目的  
高知家の魚応援の店制度（以下「制度」という。）に登録している飲食店等（以下「飲食店等」という。）と県内の水産関連事業者との取引状況及び飲食店等の求めている情報等を把握し、事業の効果及び今後の取引拡大に向けた取組内容の検討を行うための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
国内全域
  - (2) 単位  
店舗
  - (3) 属性  
県産水産物を取り扱う飲食店等
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 制度に参画している県内の水産関連事業者との取引状況
    - イ 県産水産物の品質向上への要望
    - ウ 制度に参画している県内の水産関連事業者又は産地への要望
    - エ 産地との交流の希望の有無
    - オ 仕入れ（興味がある県産品）の情報
    - カ 制度に関する意見又は提案
  - (2) その基準となる期日  
毎年1月末日現在
- 5 報告を求める者
  - (1) 数  
約1,000店舗
  - (2) 選定方法  
県が作成した飲食店等のリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 調査組織  
県が民間事業者を経由して報告を求める。
  - (2) 調査方法  
郵送又はファクシミリによる調査
- 7 報告を求める期間  
毎年2月上旬

**高知県告示第596号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及

び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 男子及び女子（令和2年3月及び4月採用予定）
  - (1) 募集期間  
随時（最終期限は、令和2年1月25日（土））
  - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	令和2年1月26日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

**高知県告示第597号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日  
訪問看護ステーションきだわら 四万十市不破巾着島2050-20 平30・3・31  
クスリの田村 須崎市新町一丁目1-5 令和・10・15  
しのはら薬局高 高岡郡佐川町甲1685番地 " " 23  
北店

**高知県告示第598号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休止年月日

南診療所 須崎市大谷208番地の1 令和・11・1  
上分診療所 " 上分丙92番地1 " " "

**高知県告示第599号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡大月町泊浦字弦場山411の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第600号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
須崎市上分子下向乙2591の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第601号**

宿毛市宿毛の一部地区、安芸郡安田町唐浜の一部地区並びに吾川郡いの町神谷及び加田の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 宿毛市
  - (2) 安田町
  - (3) いの町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 宿毛市宿毛の一部  
平成28年度及び平成29年度
  - (2) 安芸郡安田町唐浜の一部  
平成26年度及び平成27年度

(3) 吾川郡いの町神谷及び加田の各一部  
平成26年度及び平成27年度

3 成果の名称

- (1) 宿毛市地籍図及び地籍簿
- (2) 安田町地籍図及び地籍簿
- (3) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和元年12月24日

高知県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字シデガナロ丙2607番1から 高岡郡津野町芳生野字政木越丙2563番1まで	前	4.2	1198
		141.1	
高岡郡津野町芳生野字川口丙4306番1から 高岡郡津野町芳生野字段七丙4296番1まで	A	4.2	140
		7.0	
高岡郡津野町芳生野字小屋ノ谷丙4272番1から 高岡郡津野町芳生野字政木越丙2563番1まで	後 B	4.2	260
		6.8	
高岡郡津野町芳生野字シデガナロ丙2607		6.9	

番1から 高岡郡津野町芳生野字政木越丙2563番1まで		C	141.1	895
--------------------------------	--	---	-------	-----

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐藪ヶ市字長崎169番2から 四万十市西土佐藪ヶ市字測ノ上740番1まで	前	2.9	135
		8.4	
四万十市西土佐藪ヶ市字測ノ上740番1まで	後	7.8	135
		11.4	

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市大埴字芝ヶ端甲1598番1から 南国市大埴字吉田前甲1592番4まで	46	令和元年12月24日

高知県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 夜須物部
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市夜須町羽尾字カヂヤブ754番1から 香南市夜須町羽尾字カヂヤブ751番1まで	39	令和元年12月24日
香南市夜須町羽尾字カヂヤブ1499番6	40	令和元年12月24日

高知県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藪ヶ市松野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐藪ヶ市字長崎169番2から 四万十市西土佐藪ヶ市字測ノ上740番1まで	135	令和元年12月24日

高知県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
南国市白木谷字小谷口3334番から 南国市白木谷字小谷口264番1まで	44	令和元年12月24日

**高知県告示第608号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蕪ヶ峠文丸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡樺原町井高153番1から 高岡郡樺原町井高62番1まで	56	令和元年12月24日

**高知県告示第609号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大楠	甲2039番2	5.00	31.88	

字神母ノ本				
-------	--	--	--	--

**高知県告示第610号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和2年1月1日から施行する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「株式会社徳島銀行高知支店	高知市	平成元年2月1日
」		
を		
「株式会社徳島大正銀行高知支店	高知市	令和2年1月1日
」		

に改める。

-----  
**公 告**  
 -----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年7月3日 元高都計第117号	吾川郡いの町八田字 正木ガハナ1979番の 一部ほか5筆	東京都千代田区二 番町8番地8 株式会社 セブン -イレブン・ジャ パン 代表取締役 永松 文彦

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第86号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく高知海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をする場合の高知海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、2,349人である。

令和元年12月10日（揭示済）  
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

-----  
**落 札 公 告**  
 -----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
人工気象室 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社パイテック 高知市横内164番地1
- 5 落札金額  
57,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年8月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
LC/MSトリプル四重極システム 1組
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日進商事株式会社 高知市上町五丁目6番15号

- 5 落札金額  
49,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年8月30日



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
備蓄用毛布 14,120枚
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社フタガミ 南国市双葉台1番地
- 5 落札金額  
40,072,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年8月30日